

## 実施要領

本業務は、令和5年11月に公表した下松市多機能複合型スポーツ施設整備基本構想を踏まえ、施設整備に係る基本計画の策定及び民間活力導入可能性調査業務を実施することを目的とし、この要領において、優先交渉権者を特定するための公募型プロポーザルの実施について必要な事項を定めるものである。

### 1 業務の名称

下松市多機能複合型スポーツ施設整備基本計画策定及び民間活力導入可能性調査業務

### 2 履行期間及び業務内容

仕様書のとおり

### 3 提案上限額

30,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

### 4 参加資格

#### (1) 参加資格者の要件

公告時点で次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

ア 下松市の令和5・6年度競争入札参加資格者名簿（測量・建設コンサルタント等）に登載されていること。

イ 市との連携及び調整が迅速に行えるよう山口県、広島県又は福岡県に本社、支社、営業所又は事務所のいずれかを公告時点で有していること。

ウ 過去10年以内（平成26年度から令和5年度まで）に国又は地方公共団体において公共施設の整備に係る基本計画等策定業務、民間活力導入可能性調査の両方について同種又は類似する業務の完了実績があること。

エ 管理技術者は、基本計画等策定業務又は民間活力導入可能性調査の従事実績を有し、かつ、技術士（建設部門－都市及び地方計画）又は一級建築士の資格を有すること。

オ 照査技術者は、技術士（建設部門－都市及び地方計画）又は一級建築士の資格を有すること。なお、管理技術者と兼任はできないものとする。

カ 仕様書において定める業務について、業務遂行能力を有するとともに適正な実施体制を有し、市の指示に柔軟に対応できること。

(2) 参加資格者の制限

次に掲げる者は、参加者となることはできない。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- イ 公告の日から本業務の契約締結日までの間において、国、地方自治体等から競争入札に係る指名停止措置を受けている者
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 3 条又は第 4 条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者
- エ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者
- オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定により、なお従前の例によることとされている更生事件（以下「更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項及び第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしている者又は申立てされている者。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者がその者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- カ 参加申込書に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- キ 不正な手段を用いて本事業を誹謗し、又は事業の公正な進行を妨げる者若しくは妨げた者
- ク 法人税、事業税、地方税を滞納している者

## 5 スケジュール

No.	内 容	実施日時・期限
1	実施要領及び仕様書の公表(公告)	令和6年4月16日(火)
2	質問の受付	令和6年4月23日(火)17時まで
3	質問の回答	令和6年4月24日(水)
4	参加申込書・法人概要調書の提出	令和6年5月1日(水)17時まで (必着)
5	実施体制・配置予定者調書・見積書・ 提案書の提出	令和6年5月21日(火)17時まで (必着)
6	審査委員会 (プレゼンテーション)	令和6年5月下旬 ※別途通知をする
7	審査結果の通知(優先交渉権者決定)	令和6年5月下旬
8	契約締結	令和6年6月上旬

## 6 提出書類について

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の書類を提出すること。

なお、提案書等の提出後の追加、修正、差替え、再提出及び撤回は認めない。

### (1) 提案書の規格

A4判縦(A3版による折込頁の挿入可)とし、目次(A4判)、ページ番号を付すこと。刷色は自由とし、書式及びページ数は特に定めないが、文字の大きさなど見やすさに留意すること。また、提案書(副本)は審査委員会で使用するため、法人名称その他法人名称を想起させる表記はしないこと。

正本及び副本は紙ファイルに綴じ、正本にのみ提案書表紙(様式第5号)を綴じて提出すること。

### (2) 提案書の構成は仕様書に留意した上で、以下のア～オの項目については必ず明確に記載すること。

ア 実施方針と実施スケジュール

イ 実施体制

ウ 業務実績

エ 基本計画策定業務に関すること

オ 民間活力導入可能性調査業務に関すること

### (3) 電子データ(PDF形式)一式

電子データは、DVD-R等で紙ファイルとは別にして提出すること。

(4) 提出方法

持参又は郵送。ただし、郵送の場合は、提出期限までに必着とすること。

(5) 提出先

15 担当部局（書類提出先、問合せ先）のとおりに

様式	様式名	提出部数	提出期限
様式第1号	参加申込書	1部	令和6年5月1日(水)17時まで
様式第2号	法人概要調書		
様式第3-1号	実施体制	1部	令和6年5月21日(火)17時まで
様式第3-2号	配置予定者調書		
様式第4号	見積書		
(任意様式)	見積書の積算内訳		
様式第5号	提案書表紙	1部	
(任意様式)	提案書 (紙ファイル綴)	正本1部 副本10部	
様式第6号	質問書	ある場合のみ	令和6年4月23日(火)17時まで
様式第7号	辞退届	辞退の場合のみ	令和6年5月21日(火)17時まで

※各様式データは、下松市公式ホームページから入手すること。

7 質問及び回答

実施要領に対する質問がある場合は、質問書（様式第6号）に質問内容を記入し、下記のとおり提出すること。なお、電話や来訪による口頭での質問や、期限を過ぎた質問は一切受け付けない。

(1) 提出方法

電子メールで提出し、担当部局に対し、送信した旨の連絡及び受信の確認を行うこと。また、メール送信の際は、件名に「下松市プロポーザルに係る質問【事業者名】」と記載した上で送信すること。

(2) 提出先（担当部局）

下松市地域振興部地域交流課

E-Mail kouryuu@city.kudamatsu.lg.jp 電話 0833-45-1820

(3) 質問の受付期限・回答

5 スケジュールのとおり

(4) 回答方法

下松市公式ホームページにおいて公表する。質問に対する回答は、本実施要領（仕様書を含む。）と一体のものとして効力を有するものとするため、質問の有無に関わらず、回答を確認すること。

なお、回答に当たっては全ての質問を公表するが、質問者名は公表しない。

おって、本プロポーザルの公平性に影響すると思われる内容の質問や本事業に直接関係しない内容については、回答しないことがある。

8 審査及び選定

(1) 審査方法

選定に当たっては、審査委員会を設置し、提出された提案書等に基づき、(2)のとおりプレゼンテーションを実施し、審査委員会において評価基準に基づき、全応募提案書について評価をし、審査を行う。なお、提案者の数が1者のみであっても、本プロポーザルが成立することとし、審査及び選定を行う。

評価項目及び配点は、別紙 配点表のとおりとする。各委員の評価点の平均点を採点結果とし、200点中120点以上かつ最上位となる提案をした者を最優秀提案者とし、200点中120点以上かつ第2位を次点者とし、最優秀提案者を優先交渉権者として決定する。同点の場合は、見積書の金額（税込）が安価である提案を上位とし、同額の場合は、審査委員会で協議の上、優先交渉権者を決定する。

なお、提案者の数が1者の場合においても、採点結果について200点中120点以上を合格基準点とする。

(2) プレゼンテーション

ア 実施日時 令和6年5月下旬

※参加申込書（様式第1号）の担当者に電子メールで通知する。

イ 実施会場 下松市市民交流拠点施設ほしらんどくだまつ  
（下松市大手町二丁目3番1号）

ウ 実施方法

（ア）1者につき45分以内

（準備・説明30分以内、質疑応答10分以内、片付け5分以内）

- (イ) 説明者は3名以内とし、当該業務に精通する者が出席すること。
- (ウ) 質疑応答は、主に提出された資料とプレゼンテーションの内容について行う。
- (エ) プレゼンテーションに当たり、プロジェクター1台及びスクリーンは市で準備をするが、パソコン、接続ケーブルその他必要な機材については、原則として提案者で用意すること。
- (オ) 説明は、提出された提案書に沿って行うこととし、原則として追加資料の提出は認めない。なお、動画の使用を可とする。
- (カ) プレゼンテーションは非公開とする。事業者による会場内での録音・録画は認めない。
- (キ) 通知した時間までに出席しない場合は本プロポーザルへの参加意思がないものとみなす。
- (ク) プレゼンテーションを行う順番は、原則として参加申込書の受付順とする。

### (3) 審査結果の通知・公表

- ア 審査結果は、全ての提案者に、書面で通知する。ただし、他の提案者の名称及び提案内容は掲載しない。
- イ 最終審査の結果は、最優秀提案者及び次点者を下松市公式ホームページにおいて公表する。
- ウ 審査結果の質問、異議等については、一切受け付けない。

## 9 参加資格の取消し

次の事項のいずれかに該当する場合は、参加資格を取り消すものとする。

- (1) 書類の提出が期限を過ぎた場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 審査委員会と当該業務に関する接触を求めた場合
- (4) 見積書の金額が提案上限額を超える場合
- (5) プレゼンテーションに遅刻・欠席した場合（ただし、やむを得ないと認められる理由がある場合を除く。）
- (6) その他、審査委員会において不相当と認められた場合

## 10 経費の負担

提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。

## 11 参加に当たっての留意事項

本プロポーザルの参加に当たり、参加申込者は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）」に抵触する行為を行ってはならない。公正に手続を執行できないと認められる場合又は恐れがある場合は、市は、当該参加者を参加手続に参加させず又は参加手続の執行を延期若しくは取り止めることがある。なお、不正な行為が判明した場合は、契約の解除等の措置を取ることがある。

また、その他市が必要と認めたときは、手続を延期、中止、又は取消を行うことがある。

## 12 その他

(1) 市は、提案者の審査を行うのに必要な範囲において、提出書類を複写して使用することがある。

(2) 提案書の著作権は、提案者に帰属するが、審査結果の公表において必要な場合、市は、必要な範囲において公表等を行うことができるものとする。契約に至らなかった提案者の提出書類は、本提案審査の目的以外には使用しない。なお、提出書類は返却しない。

(3) 参加申込書提出後に辞退を希望する場合は、令和 6 年 5 月 21 日(火)17 時までに辞退届（様式第 7 号）を提出すること。

## 13 契約の考え方

(1) 優先交渉権者と決定された者を対象として、業務内容、仕様書等の契約内容を協議した上で当該業務を委託する相手方を決定するため、優先交渉権者の決定をもって提案者の企画提案内容を全て了承するものではなく、また、当該業務を委託する相手方を決定するものではない。

(2) 市は、選定した優先交渉権者が提案する事業内容を踏まえて、優先交渉権者と事業内容について協議を行い、仕様書の内容を整えるなどの必要な調整を行い、見積書を改めて徴取し、協議が合意に至った場合に予定価格の範囲内において随意契約の方法により契約を締結するものとする。

- (3) 優先交渉権者が契約締結までの手続期間中に失格となった場合、又は優先交渉権者との契約に係る協議が不調となった場合は、次点者と契約に係る協議を行うものとする。
- (4) 選定後又は契約締結後に、優先交渉権者の提案書における虚偽の記載又は選定の公平性を害する行為があったと判明した場合は、優先交渉権の取消又は契約を解除することがある。
- (5) 本事業の目的達成のため、必要な範囲において協議により業務項目を追加、変更及び削除する場合がある。

#### 14 その他

- (1) 提案書の提出は、参加事業者1者につき1提案とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出された書類は、本プロポーザルに係る選定業務以外には使用しない。
- (4) 参加事業者は、本プロポーザルで知り得た情報等について、他に漏らしてはならず、その職を退いた後も同様とする。
- (5) 本プロポーザルに参加する者は、実施要領等の内容や審査事項について、不明、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

#### 15 担当部局（書類提出先、問合せ先）

下松市地域振興部地域交流課 藤井

〒744-8585 山口県下松市大手町三丁目3番3号

電話 0833-45-1820 FAX 0833-45-1849

E-Mail kouryuu@city.kudamatsu.lg.jp